⑶　誘導施設等整備事業に、特定業務施設等を有する建築物の整備に関する都市開発事業を追加する。（第九十五条関係）

⑷　都市機能誘導区域のうち、特定業務施設等を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域については、都市計画に、特定業務施設等誘導地区を定めることができるものとし、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画には、建築物等の誘導すべき用途及びその全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度等を定めるものとする。（第百八条の四関係）

7　立地適正化計画に係る都道府県の関与等

⑴　市町村は、二以上の市町村の区域にわたる都市計画区域内の区域について立地適正化計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならないものとし、都道府県は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点から、意見を述べるものとする。（第八十一条第二十七項及び第二十八項関係）

⑵　都道府県は、立地適正化計画及びその実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な援助を行うものとする。（第八十一条第二十九項関係）

⑶　都道府県は、市町村が他の市町村と共同して立地適正化計画を作成しようとする場合その他他の市町村と連携して住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図ろうとする場合は、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。（第八十一条第三十項関係）

8　防災施設管理協定の締結等

⑴　市町村は、立地適正化計画にその整備に関する事項等が記載された防災施設が適切に管理されることを確保する必要があると認めるときは、防災施設所有者等又は予定防災施設所有者等との間において、防災施設の管理に関する協定（以下「防災施設管理協定」という。）を締結することができるものとする。

⑵　防災施設管理協定は、これを締結した旨の公告のあった後において当該防災施設管理協定の目的となる施設の防災施設所有者等又は予定防災施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。（第八十一条第十四項から第十六項まで及び第百八条の五から第百八条の十まで関係）

9　立地適正化施設整備等協定の締結等

⑴　市町村は、居住誘導区域内における住宅等の整備に関する事業若しくは都市機能誘導区域内における誘導施設等の整備に関する事業又はそれらの施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業（以下「立地適正化施設整備事業」という。）を行うために必要な都市計画の案を作成しようとする場合において、当該立地適正化施設整備事業の効果を将来にわたって適切かつ十分に発揮させるため、当該立地適正化施設整備事業に係る公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切かつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理を行うと見込まれる者との間において、所要の事項を定めた協定（以下「立地適正化施設整備等協定」という。）を締結することができるものとする。（第百八条の十一関係）

⑵　市町村は、立地適正化施設整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該立地適正化施設整備等協定において定められた都市計画の案を作成して、市町村都市計画審議会に付議しなければならないものとする。（第百九条関係）

10　市町村都市再生協議会の協議事項の追加等

⑴　市町村都市再生協議会（以下「市町村協議会」という。）の協議事項に、11の⑵のまちづくり推進活動計画及びその実施に関する事項を追加する。（第百十七条第一項関係）

⑵　第百十七条第一項第二号から第七号までに掲げる者は、市町村協議会が組織されていないときは、市町村長に対して、市町村協議会を組織するよう要請することができるもの等とする。（第百十七条第三項及び第四項関係）

11　まちづくり推進活動計画の作成等

⑴　都市再生基本方針に定める事項として、⑵のまちづくり推進活動計画の作成に関する基本的な事項を追加する。（第十四条関係）

⑵　市町村協議会は、第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域において、都市再生基本方針に基づき、これらの区域の魅力及び活力の向上に資するまちづくりの推進を図る活動（以下「まちづくり推進活動」という。）に関する計画（以下「まちづくり推進活動計画」という。）を、市町村協議会の構成員の全員の合意により作成することができるものとする。（第百十七条の二第一項から第三項まで関係）

⑶　関係する道路管理者等を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、まちづくり推進活動を実施する区域内の道路に係る歩行者利便増進道路の指定に関する事項を記載することができるものとし、当該まちづくり推進活動計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る道路についての歩行者利便増進道路の指定があったものとみなすものとする。（第百十七条の二第四項及び第百十七条の三第一項関係）

⑷　関係する道路管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、利便増進誘導区域の指定に関する事項を記載することができるものとし、当該まちづくり推進活動計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る道路についての利便増進誘導区域の指定があったものとみなすものとする。（第百十七条の二第五項及び第百十七条の三第二項関係）

⑸　関係する公園管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、都市公園における都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等の設置に関する事項を記載することができるものとし、当該まちづくり推進活動計画が公表された日から二年以内に都市公園の占用について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。（第百十七条の二第八項第一号及び第百十七条の四第一項関係）

⑹　関係する公園管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、飲食店、休憩所、管理事務所その他の公園施設であって、まちづくり推進活動を実施する区域内の都市公園における多様な滞在者等の交流若しくは滞在の拠点となるもの又は当該都市公園の円滑な管理の実施に資するものの設置等に関する事項を記載することができるものとし、当該まちづくり推進活動計画が公表された日から二年以内に公園施設の設置等について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。（第百十七条の二第八項第二号及び第百十七条の四第二項関係）

⑺　関係する公安委員会を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、まちづくり推進活動を実施する区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（⑺において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模を記載することができるものとし、当該区域内において、一定規模以上の建築物を新築しようとする者等に対し、条例で、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができるものとする。（第百十七条の二第九項及び第百十七条の五関係）

⑻　市町村協議会は、まちづくり推進活動計画を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該まちづくり推進活動計画の区域の魅力及び活力の向上に資するまちづくり推進活動の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、まちづくり推進活動計画を変更するものとする。（第百十七条の六関係）